

## 第 2 期京都市食の安全安心推進計画（平成 2 8 年度～3 2 年度）の策定について

本市では、平成 2 3 年 3 月に策定した「京都市食の安全安心推進計画」（計画期間：平成 2 3 年度～2 7 年度）に基づき、市民、事業者の皆様とともに、京都の食の安全安心を確保するための取組を進めてきました。

この度、同計画の計画期間満了に当たり、平成 2 8 年 1 月に「京都市食の安全安心推進審議会」から、次期計画についての答申をいただきました。本答申を基に「第 2 期京都市食の安全安心推進計画（平成 2 8 年度～3 2 年度）」を策定しましたので、御報告いたします。

### 1 計画策定の背景【P 1～1 1】※「第 2 期推進計画」冊子における記載箇所

現行計画策定から 4 年が経過し、この間、京都が誇る和の食文化が世界的に注目を浴びる一方、飲食チェーン店における牛肉の生食による食中毒事件や冷凍食品への異物混入など、食の安全性を脅かす問題が発生し、本市では、飲食店への監視指導の強化など、食の安全性を確保するための取組を展開してきました。

このような状況を踏まえ、今後、国内外の社会情勢により日々変化する食の安全安心に関する問題に対応し、より効果的な食の安全安心施策を推進するとともに、現行計画をより進化させ、食の安全安心を更に推進していくため、平成 2 8 年度からの新たな推進計画を策定しました。

### 2 推進計画の基本的事項【P 1 2～1 4】

#### (1) 目指すべき姿

「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例（以下「食の安全安心条例」という。）」に掲げる基本理念や各主体の責務と役割を踏まえ、「食の安全性が確保され、安心して食生活を営むことができる京のまち」を目指します。

#### (2) 推進計画の位置付け

食の安全安心条例第 9 条に基づき、食の安全安心施策を総合的かつ計画的に推進するための施策目標や取組等を定めた計画です。

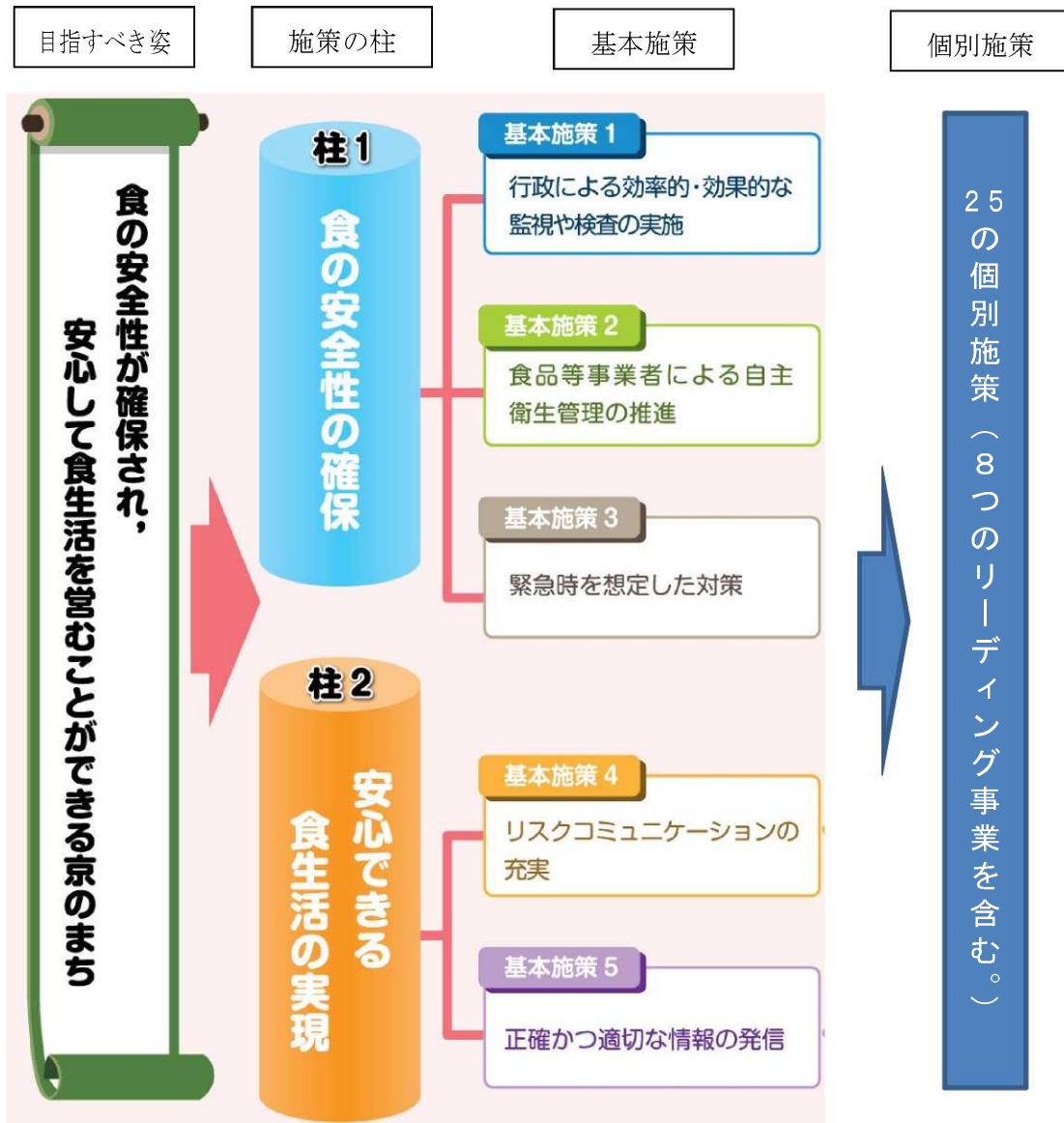
また、「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン（京都市基本計画）」の分野別計画に位置付けています。

#### (3) 計画期間

平成 2 8 年度から平成 3 2 年度までの 5 年間とします。

### 3 施策の展開【P 15～38】

目指すべき姿の実現に向け、「食の安全性の確保」と「安心できる食生活の実現」の2つを施策の柱とし、5つの基本施策を掲げ、8つのリーディング事業を含む25の個別施策を展開します。



#### <リーディング事業>

- ・食品衛生監視指導計画に基づく監視指導及び抜取り検査の実施
- ・カンピロバクターをはじめとした食中毒予防対策
- ・危害分析・重要管理点（HACCP）方式による衛生管理の推進
- ・京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度の活用及び普及
- ・目的や対象に応じた効果的なリスクコミュニケーションの推進
- ・「大学のまち・京都」の特性を活かした学生との協力による取組
- ・食育と連携した食の安全安心施策の推進
- ・SNS等の様々な媒体を活用した効果的な情報発信